（公財）静岡県産業振興財団の融資・助成制度等

HP http://www.ric-shizuoka.or.jp

1．設備導入関連

(1) 割賦・リース制度

◆◇ 設備貸与制度

内　　容	小規模企業者等又は創業者が導入を希望する設備を購入し、これを割賦販売、リースする制度です。
対象企業	小規模企業者等又は創業者。（風俗営業等に係る業種を除く） ア．小規模企業者　製造業等　従業員20名以下 商業・サービス業　従業員　5名以下 イ．その他企業者　製造業等　従業員21～50名 商業・サービス業　従業員　6～50名 ※その他企業者は貸与枠に制限あり、確認要。 ウ．創　業　者　事業を開始していないもの又は開始した日以後５年を経過していないもの。 ※その他、対象要件有り。
対象設備	機械設備、公害保安設備等 「新品設備及び中古設備（割賦のみ対象）。＊土地、建物、賃貸用設備等は対象外」 ＊別に定められていますので確認要。
貸与額等	小規模企業者等・創業者　100万～８,000万円
利　息　等	割賦損料（利息）　年2.5％（固定） リース料　別に定める率
割賦期間等	割　賦　７年（ただし、公害保安関係には12年の設備があります） リース　３～７年
割賦要件等	保証金10％（割賦）、保証人等の要件有り。
問い合わせ等	（公財）静岡県産業振興財団　診断設備チーム　TEL 054-273-4431

(2) 資金融資制度

◆◇ 設備資金貸付制度

内　　容　小規模企業者等又は創業者が導入する設備の購入資金の一部を融資する制度です。

対象企業　小規模企業者等又は創業者。（風俗営業等に係る業種を除く）

ア．小規模企業者　製造業等　従業員20名以下
　　商業・サービス業　従業員　5名以下

イ．その他企業者　製造業等　従業員21～50名
　　商業・サービス業　従業員　6～50名
　　※その他企業者は融資額に制限あり、確認要。

ウ．創　業　者　事業を開始していないもの又は開始した日以後５年を経過していないもの。
　　※その他、対象要件有り。

対象設備　機械設備、公害保安設備等（新品設備に限る。＊土地、建物、賃貸用設備等は対象外）
　　＊別に定められていますので確認要。

貸付額等　貸付対象設備額の１／２以内で、次の範囲以内。
①創業１年未満の企業　25万～4,000万円
②創業１～５年の企業　50万～6,000万円
③創業５年以上の企業　50万～4,000万円
※ただし、以下の法律に定める計画に従った設備導入の場合、
　貸付対象設備額の２／３以内で66万～6,000万円
　ア．産業活力再生特別措置法の「認定経営資源活用新事業計画」
　イ．中小企業新事業活動促進法の「承認経営革新計画」、「特定補助金等交付」
　ウ．農商工連携促進法の「認定農商工等連携事業計画」
　エ．企業立地促進法の「承認企業立地計画」「承認事業高度化計画」
　オ．地域商店街活性化法の「認定商店街活性化事業計画」

利　息　等　無利息

返済期間　７年（ただし、公害保安関係には12年の設備があります）

保証要件等　担保、保証人等の要件有り。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　診断設備チーム　TEL 054-273-4431

2．助成制度等

平成25年度に申請を受付するものは、26年度の助成分です。募集要件等は下記のとおり予定しております。
なお、具体的な応募等は25年10月頃を予定しておりますので、時期が近づきましたらお問い合わせいただくか、当財団のホームページ等でその内容をご確認下さい。

(1) 研究開発に対する助成

◆◇ 産学官連携研究開発助成事業

内　　容　地域産業の発展、活性化に波及効果の大きい新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を大学・県公設試験研究機関等と連携して行う事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所を有する中小企業者で、大学（高専を含む）及び県公設試験研究機関等と連携して研究を実施する中小企業者。
※研究開発テーマにより県公設試験研究機関等を除くことができる。

対象経費　原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の10／10以内で、1,000万円（年間）を限度。
※研究開発期間は２年以内。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512
静岡県工業技術研究所・工業技術支援センター（沼津・富士・浜松）

◆◇ 中小企業研究開発助成事業

内　　容　中小企業者の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所を有する中小企業者

対象経費　原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、500万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512
静岡県工業技術研究所・工業技術支援センター（沼津・富士・浜松）

◆◇ 農林水産業研究開発助成事業

内　　容　農林水産業の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所を有する中小企業者又は農林水産業者

対象経費　原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、500万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

◆◇ 創業者等研究開発助成事業

内　　容　創業者の技術力向上を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所又は住所を有する創業者（次のいずかに該当する者）
ア．創業５年未満の中小企業者
イ．助成対象事業が終了してから１年以内に創業を予定している個人

対象経費　原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、200万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512
静岡県工業技術研究所・工業技術支援センター（沼津・富士・浜松）

◆◇ 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業

内　　容　静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもので、知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業など公的資金を活用した研究による成果の実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業又は関連技術分野（別に定める技術分野）において実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業経費の一部を助成。
※関連技術分野が定められているので確認が必要です。

対　象　者　県内に主たる事業所を有する中小企業者

対象経費　原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入費、産業財産権等の導入に要する経費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、500万円（年間）を限度。
※研究開発期間は２年以内。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512
静岡県工業技術研究所・工業技術支援センター（沼津・富士・浜松）

(2) 新商品・新役務開発等に対する助成

◆◇ 異業種連携促進助成事業

内　　容　複数の事業者が、地域の技術や農林水産資源、観光等の異なる事業分野で蓄積したノウハウ・技術等の経営資源を持ち合い、連携して新商品・新役務の開発や販路開拓を実施する事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所を有し、異業種の中小企業者と連携して新事業活動を行う中小企業者で、新商品・新役務の開発や販路開拓を行うもの

対象経費　【新商品・新役務の開発に係る経費】
原材料費、新商品等開発用機械装置又は工具器具の購入費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等
【販路開拓に係る経費】
専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、委託費等

助成額等　対象経費の2／3以内で、1,000万円（年間）を限度。
※新商品等の開発期間は２年以内。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

(3) 販路開拓に対する助成

◆◇ 静岡新産業集積クラスター販路開拓助成事業

内　　容　静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもので、知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業など公的資金を活用した研究による成果を活用した新技術や新製品の販路開拓を行う事業又は関連技術分野（別に定める技術分野）の新技術や新製品の販路開拓を行う事業経費の一部を助成。
※関連技術分野が定められているので確認が必要です。

対　象　者　県内に主たる事業所を有する中小企業者

対象経費　専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場整備費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、100万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512
静岡県工業技術研究所・工業技術支援センター（沼津・富士・浜松）

◆◇ 地域密着ビジネス新事業（販路開拓）助成事業

内　　容　新製品等の販路開拓を行い、地域産業の振興に寄与する事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所又は住所を有し、日本標準産業分類の製造業（大分類）に属する中小企業者。

対象経費　専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の1／2以内で、100万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　企業支援チーム　TEL 054-273-4434

(4) 新ビジネス起ち上げに対する助成

◆◇ 地域密着ビジネス新事業助成事業

内　　容　健康・福祉、環境保全、教育支援、観光など地域の課題や資源に着目して新製品や新役務を提供する事業経費の一部を助成。

対　象　者　県内に主たる事業所又は住所を有し、次のア又はイに掲げる者
ア．新事業を開始してから５年以内の中小企業者又は特定非営利活動法人
イ．助成事業終了後１年以内に新事業を開始する予定の創業者、中小企業者又は特定非営利活動法人

対象経費　専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、施設改修費、機器購入費、外注加工費、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の2／3以内で、100万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　事業育成支援チーム　TEL 054-254-4511

(5) 農商工連携事業に対する助成

◆◇ しずおか農商工連携基金事業

内　　容　中小企業者と農林漁業者が連携して行う新製品・新サービスの開発や販路開拓などを行う事業に対し、その経費の一部を助成

助成対象　中小企業者と農林漁業者の連携体であって、連携体代表者の主たる事務所、事業所又は住所が静岡県内に有する者

対象事業　中小企業者と農林漁業者のそれぞれが保有する経営資源（設備・技術・知識・技能等）を活用した事業で、次に該当する事業。

【新商品・新サービス開発事業】
県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの新商品や新サービスの開発を行う事業

【販路開拓事業】
県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの商品や新サービスの流通システムの開発、マーケティングや販売促進を行う事業

【省エネルギー等対策事業】
農業用ハウスや暖房機、漁業用エンジンなどの農林漁業の生産施設・機材における省エネルギー対策や農林漁業の機械化、生産・養殖の効率化技術など省力生産対策の研究開発を行う事業

対象経費　【新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業】
原材料、機械装置等購入経費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、その他

【販路開拓事業】
専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、委託費、その他

助成額等　対象経費の２／３以内で、200万円を限度

助成期間　【新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業】２年以内
【販路開拓事業】１年以内

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

(6) 高付加価値型食品等の製品化に対する助成

◆◇ 食品等開発助成事業

内　　容　高付加価値型食品等の製品化に向けた試作品開発・実証試験を行う事業経費の一部を助成。優先採択事業（①産学連携活用事業②富士山静岡空港就航地交流事業）あり。

対象者　中小企業者（組合等含む。）又は農林漁業者（組合等含む。）であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者。但し、県税を滞納していない者。

対象経費　原材料費、機械装置又は工具器具の購入等に要する経費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。

助成額等　対象経費の１／２以内で、100万円を限度。
※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。

問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　フーズ・サイエンスセンター
フーズ・サイエンスプロジェクト推進スタッフ　TEL 054-254-4513

(7) 創業者に対する助成

◆◇ 地域需要創造型等起業・創業促進事業（創業補助金）

内　　容　新たに起業・創業や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成。
対　象　者　○地域需要創造型起業・創業…新たに創業する者
○海外需要獲得型起業・創業…新たに創業する者
○第二創業　…中小企業・小規模事業者（会社及び個人）
※認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関による事業計画の策定から実行までの支援が必要な他、補助金交付希望額の１／２に当たる金額について外部資金による調達が十分見込めることが必要です。
※他に詳細な要件があります。
対象経費　人件費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、委託費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、委託費等の必要要件を満たす経費。
助成額等　補助対象経費の2／3以内
○地域需要創造型起業・創業…100万円～200万円
○海外需要獲得型起業・創業…100万円～700万円
○第二創業　…100万円～500万円
問合せ等　（公財）静岡県産業振興財団　事業育成支援チーム　TEL 054-254-4511
※提出書類、応募期間等が定められていますので、確認が必要です。

(8) 新成長産業研究開発助成金

公益財団法人静岡県産業振興財団では、静岡県と連携して、新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連など、新たな成長産業分野への参入を目指す中小企業に対し、技術相談から研究・試作品開発、事業化・販路開拓まで一貫した支援に取り組む、新成長産業戦略的育成事業を実施しています。

本事業の一環として、新たな製品開発や事業化に向けた３つの助成事業を実施しますので、ご案内します。静岡県内で本事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者であれば、申請可能ですので、是非ご活用ください。

◆◇ 新エネルギー活用研究開発助成事業

助成対象　県公設試験研究機関と連携して、共同研究や密に連絡を図るなど、より効果的な事業の遂行を図り、太陽・バイオマス・風力・水力・地熱・温度差熱・海洋エネルギーのいずれかに関する研究開発を行う事業
助成限度額　2,000万円（単年度）　3,000万円（2年合計）
助成率　2/3以内
助成期間　２年以内
問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

◆◇ 事業化推進助成事業

助成対象　新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連などの分野に関する研究開発成果を活用した製品化及びその事業化で、助成事業終了後、１年以内に対象製品の販売が見込めるもの
助成限度額　2,000万円（単年度）　3,000万円（2年合計）
助成率　2/3以内
助成期間　2年以内
問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

◆◇ 試作・実証試験助成事業（①次世代自動車枠　②新成長産業枠）

助成対象　製品化に向けた試作品開発およびその実証試験を行う事業
対象分野　①次世代自動車
　　②新エネルギー、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連など
助成限度額　①500万円　②200万円
助成率　2/3以内
助成期間　1年以内
問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

(9) 航空機産業認証取得助成事業

公益財団法人静岡県産業振興財団では、静岡県と連携して、新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連など、新たな成長産業分野への参入を目指す中小企業に対し、技術相談から研究・試作品開発、事業化・販路開拓まで一貫した支援に取り組む、新成長産業戦略的育成事業を実施しています。

その事業の一環として、航空機産業参入条件になっている品質マネジメントシステム規格「JISQ9100」や国際特殊工程認証システム「Nadcap」の認証取得にかかる経費を助成します。

◆◇ 品質マネジメントシステム規格「JISQ9100」

対象事業者　県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者
対象経費　・申請料（申込料）　・審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査費用）
　　・認証料（初回登録料）　・コンサルティング費
　　・内部監査員養成研修費
助成限度額　300万円
助成率　1／2以内
助成期間　最長2年間（交付指定日より平成27年2月28日まで）
　　※以下は助成対象外経費となりますのでご注意ください。
　　・助成期間内に認証取得ができなかった場合のすべての経費。
　　・交付指定日前、認証取得後に発生した経費。
　　・間接経費（消費税、振込手数料、交通費、通信費、会場使用料、収入印紙代、額縁代、登録証のレプリカ等）
問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512

◆◇ 国際特殊工程認証システム「Nadcap」

対象事業者　県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者
対象経費　・申請料（申込料）　・審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査費用）
　　・認証料（初回登録料）　・コンサルティング費
　　・翻訳料　・通訳料
助成限度額　500万円
助成率　1／2以内
助成期間　最長2年間（交付指定日より平成27年2月28日まで）
　　※以下は助成対象外経費となりますのでご注意ください。
　　・助成期間内に認証取得ができなかった場合のすべての経費。
　　・交付指定日前、認証取得後に発生した経費。
　　・間接経費（消費税、振込手数料、交通費、通信費、会場使用料、収入印紙代、額縁代、登録証のレプリカ等）
問い合わせ等　（公財）静岡県産業振興財団　研究開発支援チーム　TEL 054-254-4512